

公益財団法人全日本柔道連盟 評議員選定委員会運営規則

(目的)

第1条 公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の評議員選定委員会に関する事項は、法令または本連盟の定款について定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(任務)

第2条 この委員会は、本連盟の評議員の選任ならびに解任を審議、決定する。

(委員)

第3条 評議員選定委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 4名

2. 委員は、評議員、監事、事務局および外部の学識経験者のうちから会長が委嘱する。
3. 委員長は、委員の互選で決め、会長が委嘱する。
4. 委員の任期は、その評議員・監事としての任期と同一とし、再任を妨げない。また、辞任または任期満了においても、前項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(招集)

第4条 委員会は、会長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。
3. この規則に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(決議の省略)

第5条 委員が、委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の議決があったものとみなす。

(評議員名簿および議事録)

第6条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、委員長および出席委員の代表2名が記名押印し、理事会及び評議員会に報告する。

(本規則の変更)

第7条 この規則は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1. この規則は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規則は、平成29年10月2日から一部改正して施行する。